

簡易型プロポーサル説明資料

1 総 則

本事業は、「海上自衛隊広報動画の放映」に係る企画競争の実施要領について説明するものである。

2 事業の趣旨

本事業は、映画“沈黙の艦隊 北極海大海戦”の公開に際し、官側が作成した海上自衛隊広報動画（以下、動画という。）を、全国の映画館（シネコン）にてシネアド（映画館CM）で放映することにより、映画の視聴者に対して効果的に海上自衛隊の認知度向上を図るものである。

なお、動画の放映は当該映画公開前の令和7年9月12日（金）から9月25日（木）の間、他の映画作品放映前に放映される当該映画の劇場予告CMと合わせて実施する。

また、当該映画が公開される令和7年9月26日（金）からは、公開期間中、本編放映前に動画を放映する。

3 企画提案に関する要求

（1）企画提案に関する前提条件

ア 映画“沈黙の艦隊 北極海大海戦”公開前

（ア）放映場所

札幌、東京、愛知、大阪及び福岡の大都市圏を含む全国30箇所以上の映画館（シネコン）の劇場スクリーンが設定された提案とすること。

（イ）放映作品

“沈黙の艦隊 北極海大海戦”の劇場予告CMが放映される作品で、2作品以上が設定された提案とすること。

（ウ）放映時間及び放映タイミング

シネアドとして高い効果が見込まれる放映時間及び放映タイミングを提案すること。

イ 映画“沈黙の艦隊 北極海大海戦”公開中

（ア）放映場所

札幌、東京、愛知、大阪及び福岡の大都市圏を含む全国30箇所以上の映画館（シネコン）の劇場スクリーンが設定された提案とすること。

（イ）放映期間

“沈黙の艦隊 北極海大海戦”の放映期間内で、予算額に応じた提案とすること。

（ウ）放映時間及び放映タイミング

シネアドとして高い効果が見込まれる放映時間及び放映タイミングを提案すること。

(2) 企画提案に関する要求事項

海上自衛隊広報動画の放映について、以下の各項目に関する企画提案をすること。

ア 公開前

(ア) 放映場所 (必須)

(イ) 放映作品 (必須)

(ウ) 放映時間及び放映タイミング (必須)

イ 公開中

(ア) 放映場所 (必須)

(イ) 放映期間 (必須)

(ウ) 放映時間及び放映タイミング (必須)

ウ その他、自社の能力でアピールできること。(加点)

エ 見積額 (必須)

4 企画提案以外の履行内容

別添仕様書のとおり。

5 事業規模及び契約期間等

(1) 事業規模

簡易型プロポーサルの結果、最も優れた提案に基づき調達を予定している本事業の規模は、5,000千円(消費税及び地方消費税額を含む。)を予定している。

よって、第6項による提出書類の作成に当たっては、事業規模を越えない範囲での提案内容とすること。

(2) 契約予定時期

令和7年8月中旬

(3) 契約履行期限

令和7年11月30日まで。

6 提案資料等の作成及び提出

(1) 作成要領

ア 言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

イ 枚数制限

なし

ウ 提出方法

メールにより電子ファイルにて提出する。

(2) 提出期限

令和7年7月3日(木) 17時15分までとする。

(3) 提出先

メールアドレス: takahashi_eiji@ext.mso.mod.go.jp

higashi_yuuki@ext.mso.mod.go.jp

連絡先: 03-5366-3111 (内線50167)

なお、提案資料等を提出後、上記提出先に連絡すること。

7 評価の実施

- (1) 提出された提案資料は、審査員が別紙に基づき評価を行い、合格の基準に達し、かつ、基準到達者が2者以上の場合は、得点が高い者を契約候補者とする。
- (2) 評価結果は、令和7年7月18日（金）を目途に通知する。

8 その他

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
この簡易型プロポーサルに参加を希望する者は、「入札及び契約心得」（海幕経第183号。27.3.18）、入札公告及びこの簡易型プロポーサル説明書並びに契約条項を了知の上、参加しなければならない。
- (3) 本事業で知り得た情報（公知の事実を除く。）は、その保全を徹底し、官の同意を得ることなく無断で第三者に流出させてはならない。
- (4) 簡易型プロポーサルの内容等に関する質問等については、第6項の提出先に照会すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に係る経費については、提案者の負担とする。
- (6) 提出された提案資料は返却しない。
- (7) 提出された提案資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- (8) 他の者に関する説明内容及び審査状況について、その者（法人又は個人）の利益を損なうおそれがあると認められる場合には、非開示情報として保護される。

調達要求番号：

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	
名称	海上自衛隊広報動画の放映	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	
		改正年月日	
		海上幕僚監部総務部総務課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上幕僚監部総務部総務課において調達する海上自衛隊広報動画の放映（以下、この役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

海上自衛隊における調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（通知）（海幕経第2559号。9. 5. 30）

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知）（海幕経第183号。27. 3. 18）

2 役務に関する要求

2.1 役務の目的

この役務は、映画“沈黙の艦隊 北極海大海戦”（以下、映画という。）の公開に際し、当該映画の公開前及び公開中に官側が作成した海上自衛隊広報動画の放映データ（動画：MP4形式）（以下、データという。）を全国の映画館（シネコン）にて、シネアド（映画館CM）で放映することにより、映画の視聴者に対して効果的に海上自衛隊の認知度向上を図るものである。

2.2 役務の内容

2.2.1 映画公開前

a) 放映場所

企画提案内容による。

b) 放映期間

令和7年9月12日（金）から9月25日（木）

c) 放映作品

企画提案内容による。

d) 放映時間及び放映タイミング

企画提案内容による。

2.2.2 映画公開中

a) 放映場所

企画提案内容による。

b) 放映期間

企画提案内容による。

c) 放映時間及び放映タイミング

企画提案内容による。

2.2.3 データの受け渡し

データの受け渡しは電子メールにより行うものとする。

2.2.5 データの品質に関する事項

契約の相手方は、官側から受領後のデータの品質について適切に管理するものとし、放映においてデータの不具合等が発生した場合は速やかに監督官に報告すること。

なお、データの不具合による損害は、契約の相手方の責によるものとする。

2.3 放映の証明

契約の相手方は、映画公開前に実施したデータ放映実績及び映画公開中に実施したデータ放映実績を“放映証明書（様式適宜）”により、この役務の履行後速やかに監督官に提出するものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、海上自衛隊における調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（通知）（海幕経第2559号。9. 5. 30）を標準とするほか、立会い、確認、その他の方法により必要な監督を行う。

3.2 検査

検査は、海上自衛隊における調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（通知）（海幕経第2559号。9. 5. 30）を標準とするほか、提出書類について書類審査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1—提出書類

番号	書類等名	提出先	部数	提出期日	備考
1	放映証明書 (映画公開前)	監督官	1	役務終了後速やかに	様式適宜
2	放映証明書 (映画公開中)	監督官	1	役務終了後速やかに	様式適宜
3	終了届	監督官経由 検査官	3	役務終了後速やかに	書式第22

4.2 情報保全

契約相手方は、この役務の履行にあたり知り得た事項について、この役務を実施する目的以外に使用してはならない。また、業務実施上知り得た情報について守秘義務を負うものとし、契約履行中及び契約終了後を問わず、他に漏らし又は利用してはならない。

4.3 映像の著作権

官側が提供したデータの著作権は官に帰属するものとし、契約相手方は、官に無断でその全部又は一部を利用することはできない。また、これを第三者に譲渡、売却及びこれに類する行為を行ってはならない。

4.4 その他必要な事項

官側から提供したデータは、この役務の履行後速やかに、契約の相手方が適切な方法で消去すること。

4.5 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

提案資料等審査要領

本要領は、本作成要領に従って「海上自衛隊広報動画の放映」（以下「本事業」という。）に係る契約候補者を選定するため、提案者の提出した企画提案書等の審査の要領について定める。

1 審査の方法

提出された企画提案書等については、次項の評価要領に基づき審査を行い、本事業の趣旨に合致した企画提案書等を提出した者を契約候補者とする。

2 審査要領

(1) 提案資料等の評価

提案資料等の評価は、以下に基づいて実施する。

なお、応募書類に不備のあった場合には、再提出を求める。期日内に再提出が無かった場合、その時点で不合格とし、評価を行わない。

ア 企画提案書等について、付紙の各評価項目に対して、審査員ごとに採点基準に基づき評価を行い採点する。

イ 上記の評価点を合計し、企画提案書等の評価総得点とする。

(2) 合否の判定

付紙における「必須」の評価項目について、審査員が、「評価項目を満足していない」と評価した項目が一項目でもあった場合は、審査員の人数等に応じて、その評価価値を総合的に判断して合否を判定する。

3 契約候補者の選定等

特段の問題がない限り、前項を総合的に判断して合格の基準に達し、かつ、基準到達者が2者以上の場合は、得点が高い者を契約候補者とする。また、得点が高同点の場合は見積経費が低い者を契約候補者とする。

4 審査員

審査員は、以下のとおりとする。

防衛省職員：10名

提案資料等評価項目

項目	区分	評価項目	
提案に関する要求事項	必須	1 公開前	
		1-1 放映場所について 札幌、東京、愛知、大阪及び福岡等の大都市圏を含む全国30箇所以上の映画館（シネコン）での放映場所が提案されており、具体性及び妥当性があるか。	
		1-2 放映作品について 令和7年9月12日（金）から9月25日（木）の間、映画“沈黙の艦隊 北極海大海戦”の劇場予告CMが放映される作品で、2作品以上が設定された提案がされており、具体性及び有用性があるか。	
			1-3 放映時間及び放映タイミングについて シネアドとして効果的な放映時間及び放映タイミングの設定が提案されており、具体性及び有用性があるか。
	必須	2 公開中	
		2-1 放映場所について 札幌、東京、愛知、大阪及び福岡等の大都市圏を含む全国30箇所以上の映画館（シネコン）での放映場所が提案されており、具体性及び妥当性があるか。	
		2-2 放映期間について 映画“沈黙の艦隊 北極海大海戦”の放映期間内で、予算額に応じた適切かつ効果的な放映期間設定が提案されており、具体性及び有用性があるか。	
			2-3 放映時間及び放映タイミングについて シネアドとして効果的な放映時間及び放映タイミングの設定が提案されており、具体性及び有用性があるか。
	加点	3 その他、自社の能力でアピールできることについて 全体コンセプトでアピールできることについて提案されており、有用性があるか。	
	必須	4 見積額について 予算額に応じた内容であり、金額に妥当性があるか。	
減点	5 減ずるべき項目		